

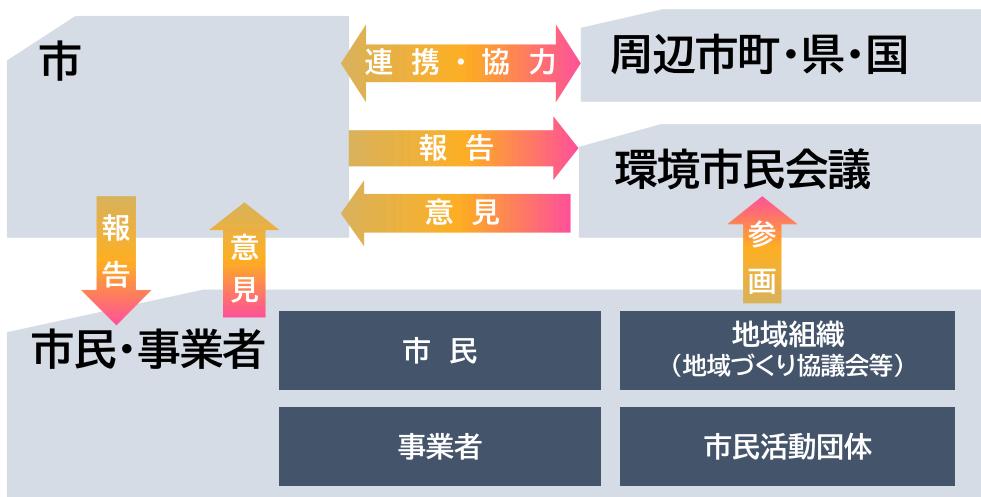


第6章 計画の推進方法

1 推進体制

本計画に掲げる施策を着実に実行するため、市・市民・事業者の各主体がお互いの役割を理解し、以下の推進体制で取り組みます。

また、本計画に基づく施策や取組みの実施状況を把握・評価し、今後の取組みに活かしていきます。



市

市は、第2次環境基本計画後期計画で定めた目標達成に向け、施策の推進を図ります。このため計画の推進状況を把握し、点検・評価、見直しや取組み結果を公表します。また、磐田市環境基本条例に基づく環境市民会議を設置し、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議します。

市民

市民は、本計画に掲げる「市民・事業者の主な取組み」を積極的に行うとともに、市の施策や事業者の取組みに協力することが望まれます。また、地域組織や市民活動団体等の活動に参加し自主的・主体的にまちづくりを推進することが期待されます。

事業者

事業者は、本計画に掲げる事業者に求められる取組みや「市民・事業者の主な取組み」を積極的に行うとともに、市の施策や地域組織や市民活動団体等の活動に協力することが望まれます。

2 進行管理

計画の推進を図り、効果的な進行管理を行うため、PDCAサイクルによる継続的な推進を図ります。

計画:Plan

市民や事業者の意見を計画の策定や見直しに広く取り入れる中で、取組みの方針や具体的な事業の決定を行います。

実行:Do

市、市民、事業者が一体となって計画を推進します。

点検:Check

施策や事業等の進捗を適切に把握して年次報告書を作成し公表します。また、環境市民会議においても環境の保全や創造に関する事項を調査審議します。

改善:Action

点検の評価等を踏まえ、施策・事業計画の見直しを行います。また、本計画の成果や課題を踏まえて、計画全体を見直します。

計画の進行管理

